

一般財団法人 群馬県バスケットボール協会

定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、一般財団法人 群馬県バスケットボール協会(以下「本協会」という)の定款 第1章及び第2章の規定に基づき、本協会の組織ならびに運営に関する基本原則を定めるものとする。

(加盟)

第2条 本協会は群馬県内のバスケットボールを統括する団体として、公益財団法人 日本バスケットボール協会及び公益財団法人 群馬県スポーツ協会に加盟する。

(加盟団体)

第3条 本協会は群馬県内のバスケットボールを統括するために、群馬県内に組織されたバスケットボール連盟及び群馬県スポーツ協会傘下の市町村スポーツ協会が認めた県内市郡町村バスケットボール協会を加盟団体として、相互の連携を図る。

2 市郡町村にバスケットボール協会が無い場合は、市町村スポーツ協会のバスケットボール担当者をもって市郡町村バスケットボール協会と同様に扱うこととする。

(遵守の義務)

第4条 本協会の会員・役員・委員・加盟チーム(役員・指導スタッフ・選手及び関係者)は、本協会の定款・定款細則・諸規程・通達等を遵守する義務を負う。

第2章 役員

(選出)

第5条 理事は定款 第27条の規定に基づき定める。

2 選任等の役員改選は定款 第28条の規定に基づき定める。
選任等の役員改選には役員選考委員会を設置し、会長を指名する。

役員選考委員会は、副会長以下業務執行理事から3名・連盟から選出された理事1名・市郡町村協会から選出された理事1名から組織される。

- 3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事候補者及び監事候補者はその就任時において70歳未満のものとする。ただし、正・副会長及び専務理事候補についてはこの限りではない。

第3章 名誉役員及び顧問

(任期)

第6条 名誉役員及び顧問を置く場合の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 部・委員会

(選出)

第7条 部会員・委員は連盟・市郡町村協会から選出する。

(設置)

第8条 本協会には、総務部・財務部・渉外部・事業部・競技部・審判部・強化部・育成部を置き、各部には専門事項に関する専門委員会を置く。

部会

- (1)総務部会
- (2)財務部会
- (3)渉外部会
- (4)事業部会
- (5)競技部会
- (6)審判部会
- (7)強化部会
- (8)育成部会

専門委員会

- (1)競技会委員会
- (2)規律委員会(裁定委員会)
- (3)審判委員会
- (4)ユース育成委員会
- (5)指導者養成委員会

(6)3x3 委員会

(7)T.O 委員会

(委任)

第9条 本協会の部会・委員会規程については別に定める。

第5章 事務局

(業務)

第10条 事務局の主たる業務は次のとおりとする。

- (1) 関係諸団体との連絡調整に関する事
- (2) 本協会の公印及び備品の管理に関する事
- (3) 加盟団体との連絡調整に関する事
- (4) 各会議の招集と、その準備に関する事務及び議事録の管理に関する事
- (5) 器具・備品・消耗品の購入や印刷物の発注及び管理に関する事
- (6) 名簿の収集・作成・整備・管理に関する事
- (7) 文書の受発信・保管・管理に関する事
- (8) 資産台帳・負債台帳及び正味資産を示す書類の管理に関する事
- (9) 加盟チームの登録に関する事務及び登録票の保管に関する事
- (10) 各部会・委員会より要求された情報の収集・整理に関する事
- (11) 公式競技会の記録の保存に関する事
- (12) IT 関連のこと
- (13) 出版物の販売・送付に関する事
- (14) 事務所の管理運営に関する事
- (15) 会長または専務理事から命ぜられた業務に関する事

第6章 加盟チーム

(加盟チーム)

第11条 加盟チームとは、日本バスケットボール協会が制定した「バスケットボール競技規則」に基づきバスケットボール競技を行うチームであり、本章の定めるところにより本協会に加盟登録したものをいう。

(種別)

第 12 条 加盟チームの種別は日本バスケットボール協会 基本規程に準ずる。

(加盟資格)

第 13 条 本協会に加盟しようとするチームは、群馬県内にその本拠(責任者の住所・活動場所等)を有するものでなければならない。

(加盟登録)

第 14 条 本協会に加盟登録しようとするチームは、日本バスケットボール協会の定めるインターネットを利用した登録システムによる所定の登録手続を行わなければならない。

2 加盟チームは毎年 5 月末日までに Web 登録を行わなければならない。ただし、新規に加盟登録しようとするチームは随時登録を行うことができるものとする。

(権利)

第 15 条 加盟チームは次の事項に関する権利を持つ。

- (1)本協会の組織単位として、関係する種別の委員会を通して本協会の施策に関与すること。
- (2)本協会または日本バスケットボール協会が主催する競技会に参加すること。ただし、参加については参加を希望する競技会の要項等の定めるところによる。

(義務)

第 16 条 加盟チームは次の義務を負う。

- (1)別に定める加盟登録に関する登録費等を加盟登録手続時に納めること。
- (2)Web 登録を行ったあとに記載事項に変更があった場合は、所定の用紙を本協会事務局に、写しを所属カテゴリーの管理者に、それぞれ速やかに届け出ること。
- (3)いずれかの加盟団体に所属すること。
- (4)本協会及び日本バスケットボール協会の定める諸規程を遵守すること。
- (5)参加する競技会の要項等を遵守すること。

(違反)

第 17 条 加盟チームが前条に違反したときの処分の最終決定は理事会が行うものとする。

(選手の移籍)

第 18 条 選手の移籍に関する事項は日本バスケットボール協会 基本規程に準ずる。

第7章 審判

(公式競技会の審判)

第19条 本協会の統括する公式競技会の審判員は、日本バスケットボール協会に登録された審判員でなければならない。

(審判規程)

第20条 審判に関する事項については、理事会において別に「審判規程」を定める。

第8章 競技会

(公式競技会)

第21条 本協会の公式競技会は、本協会が主催・共催または主管する競技会のみとする。

(競技会規程)

第22条 競技会に関する事項については、理事会において別に「競技会開催規程」を定める。

第9章 会旗と標章

(会旗)

第23条 本協会の会旗は別紙図面のとおりとする。

(標章)

第24条 本協会の標章は別紙図面のとおりとする。

(会旗の使用制限)

第25条 本協会の会旗は、本協会の事前の承認を得ない限り記章やその他の意匠として使用することはできない。

(標章の使用制限)

第26条 本協会の標章は、本協会の事前の承認を得ない限り記章やその他の意匠として使用することはできない。

第10章 懲罰

(懲罰)

第27条 懲罰に関する事項は本協会 規律規程・裁定規程に準ずる。

第11章 細則の改廃

(細則の改廃)

第28条 本細則の改廃は総会(評議員会)において決定する。

- 2 本細則に規定されている条文のうち日本バスケットボール協会 基本規程に基づくものは、日本バスケットボール協会 基本規程の改正に伴って自動的に改正されるものとする。

附 則

- 1 この定款細則は、令和元年(2019年)5月26日より施行する。
- 2 設立時の理事には第5条4の規定を適用しない。